



子ども第311号
平成31年4月26日

各社会福祉関係団体の長 様

北海道保健福祉部少子高齢化対策監

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」の
施行について

日頃から、道における保健福祉行政の推進について、ご協力いただき大変感謝申し上げます。

さて、昭和23年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号。以下「法」という。）が平成31年4月24日に成立し、同日施行された旨、厚生労働省から通知がありました。

今後、本道としては、対象となる方々からの請求に基づき、一時金の請求の受付事務等を行うこととなりますが、本法の円滑な支給にむけて、下記の事項につき、ご理解、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 制度の周知について

法において、国及び地方公共団体は、一時金の支給手続き等についての周知を行うこととされていますが、その際には、関係者の協力を得て行うこととされています。支給対象となる方に、効果的な周知を行うため、様々な場所や機会を通じて、周知を行っていきたいと考えております。貴会におかれても、例えば、会員やご親族等への別添のリーフレットの配布、一時金制度や請求方法について会報などに掲載いただくなど、制度の周知にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

2 一時金の請求に関する相談・請求窓口について

手術を受けられた方が、一時金の請求をご希望される場合は、旧優生保護法に関する相談支援センターにて、請求等をサポートします。つきましては、会員やご親族等から、ご相談があった際には下記窓口をご案内いただきますようお願いいたします。

旧優生保護法に関する相談支援センター 電話0120-031-711（フリーダイヤル）
※上記の番号が繋がらない場合は011-206-6343におかけください。
受付時間：8：45～17：30（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く）
なお、手紙、FAX、メールでのやり取りも可能です。
住 所：札幌市中央区北3条西6丁目 子ども子育て支援課内
FAX：011-232-4240 メール：hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp

子ども未来推進局子ども子育て支援課
医療・母子保健グループ 担当：池田
住 所：札幌市中央区北3条西6丁目
電 話：011-206-6343 FAX：011-232-4240
メール：hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp